

柏市情報公開・個人情報保護審議会について

1 設置根拠

柏市情報公開・個人情報保護審議会条例（地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関）

2 設置理由

柏市における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営並びに特定個人情報保護評価の適正な実施に資するため。

3 委員

10人（条例上の定数は14人以内）

4 所掌事務

- (1) 柏市情報公開条例（以下「公開条例」という。）に基づく開示決定等又は柏市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）に基づく開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に対する不服申立てに係る各条例の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- (2) 保護条例に基づきその権限に属させられた次に掲げる事項について調査審議すること。
 - ア 本人以外からの個人情報の収集について（第5条第2項第9号）
 - イ 思想、信条等センシティブ情報の収集について（第5条第3項）
 - ウ 保有個人情報の外部への目的外提供について（第11条第3項）
 - エ 実施機関内部での目的外利用又は他の実施機関への保有個人情報の目的外提供に係る報告について（第11条第4項）
 - オ オンライン結合による保有個人情報の提供について〔事前〕（第12条第1項）
 - カ オンライン結合による保有個人情報の提供に係る報告について（第12条第2項）
 - キ 個人情報取扱事務の届出事項の報告について（第15条第1項）
- (3) 実施機関の諮問に応じ、情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項又は個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項について調査審議すること。
- (4) 特定個人情報ファイルの取扱い及び当該特定個人情報ファイルに重要な変更を加えることについて調査審議すること。
- (5) 情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項、個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項又は特定個人情報保護評価の実施に関する重要な事項について、実施機関に意見を述べること。

5 組織

審議会は、その所掌事務を分掌させるため、委員5人以上をもって構成する部会を置くことができる。

■特定個人情報保護評価部会（平成26年8月1日設置）

6 議事等

- (1) 審議会の会議の開催要件は、在任委員の半数以上の出席
- (2) 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会議の公開

審議会は、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる事項を調査審議する会議については、その全部又は一部を公開しないことができる。

ア 公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれる事項

- ・法令等の規定又は国等からの明示の指示に係る情報
- ・個人に関する情報
- ・法人等に関する情報
- ・公共の安全等に関する情報
- ・審議、検討等に関する情報
- ・事務又は事業に関する情報

イ 不服申立てに係る事件の諮問

8 罰則

第4条第4項（委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。

9 その他

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）の施行（平成28年4月1日予定）に伴う審議会への影響〔平成27年第4回定例会に係る条例の改正案を提出予定〕

- (1) 審議会は、行審法第81条第1項を根拠とする附属機関の性格を併せ持つこととし、所掌事務に「行審法に基づく審査請求に係る諮問に応じ調査審議する」ことを加える。
- (2) 所掌事務の追加等に伴い、審議会の名称を次のように変更する。
 - ・「柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会」
- (3) 審議会は、行審法に基づく審査請求に係る諮問に応じ調査審議するため、委員3人をもって構成する合議体を置くことができることとする。

- (4) 公開条例又は保護条例に基づく開示決定等に対する審査請求に係る審理手続について、行審法に基づく審査庁の審理手続に沿ったものとする。

【参考】不服申立て（審査請求）に係る審理手続の流れ …… 別紙1参照

㉓ 公開条例及び保護条例に基づく諮問（全体で審議）

[現行]	[改正後（H28.4～）]
○諮問の受付	○諮問の受付
○諮問庁への理由説明書の提出の求め	○ <u>審査庁は弁明書を提出</u>
・諮問庁への公文書，保有個人情報等の提示の求め：インカメラ審理	・ <u>処分庁等</u> への公文書，保有個人情報等の提示の求め：インカメラ審理
○不服申立て人等への意見書の提出の求め	○不服申立て人等への意見書の提出の求め
・諮問庁へのヴォーンインデックスの作成の求め	・ <u>処分庁等</u> へのヴォーンインデックスの作成の求め
・諮問庁等への意見聴取	・ <u>処分庁等</u> への意見聴取
・提出書類等の閲覧又は複写	・提出書類等の閲覧又は <u>交付</u>
・申出による不服申立て人等への口頭意見述機会の付与及び実施	・申出による不服申立て人等への口頭意見陳述機会の付与及び実施
	※ <u>不服申立て人等から特に求めがあれば，全ての審査関係人を招集し，及び不服申立て人等が審議会の承認を得て処分庁等への質問をすることができる。</u>
○審議	○審議
○答申書の作成	○答申書の作成

㉔ （１）以外の行審法に基づく諮問（合議体で審議（H28.4～））

- 諮問の受付
- 【諮問書への添付書類】
- ①審理員意見書
- ②事件記録（審査請求書，弁明書その他政令で定めるもの）の写し
- ＊政令で定めるもの
- ア 審査請求録取書
- イ 行政手続法第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書並びに同法第29条第1項に規定する弁明書

ウ 反論書

エ 審理員に提出した参加人の意見書

オ 審理員による審理手続における口頭意見陳述, 参考人の陳述及び鑑定, 検証, 審理関係人への質問並びに審理手続の申立てに関する意見の聴取の記録

カ 審理員に提出した証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

キ 審理員の提出要求に応じて提出された書類その他の物件

③諮問説明書（審理員意見書の内容等を踏まえた, 裁決の考え方（方向性及びその理由等）を整理したもの）等

- ・審査関係人の審議会への主張書面等の提出
- ・提出書類等の閲覧又は交付
- ・申立てによる審査関係人への口頭意見陳述機会の付与及び実施

○審議

○答申書の作成